

# 第3回 議会報告会 質疑一覧

## ○総務委員会への質疑、回答

**問** 私の自治会でも防災行政無線が聞こえないと会員の方から言われるが、これは環境が変わるたびに発生する。防災ラジオについては、防災行政無線では音波が到達する限界があるため、市として防災ラジオの利用を勧めると認識している。そうすると必要な放送が聞こえない住民に有償で配布することは（理解することが難しい）矛盾するのではないか。

**答** 防災行政無線については、音達調査を実施し、改善・改修をしているが、地形や建物の気密性等の関係で、放送が聞こえない、聞こえにくいところがあると認識しています。ご質問の趣旨を理解しますので執行部に伝えるとともに議会でも協議をしてまいりたい。

**問** 防災ラジオを所有しているが、まだ一度も聞いたことがない。防災ラジオは、どのような時にどのような放送をするのか。

**答** 通常の防災行政無線放送と、Jアラート（全国瞬時警報システム）に連動して放送を流します。防災行政無線については、定時放送の他に警察からの依頼によるものと、消防本部で直接放送する臨時放送があります。また、災害時に避難勧告や避難指示などを行う緊急放送があります。

**問** 報告会を地域ごとに開催してはどうか。

**答** 議会の中でも同様の意見が出ておりますので今後協議をしていきます。

**問** 本会議でも手話通訳の活用を検討願いたい。

**答** 今後、検討してまいりたい。

**問** 議会図書室のPRをして欲しい。

**答** 議会図書室の充実に努めていけるようにしたいと思います。

※当市の議会図書室は一般には解放していません。

## ○全体の意見交換（総務委員会回答）

**問** 人口増加を目指した転入者への補助金について伺う。他市町村では、補助金を出して若い人たち（子育て世代）の定住を促進しているが当市の状況は。

**答** 高坂地区では、新しい住宅ができて、人口が増加していますが、市全体では微減の状況と認識しています。

子育て世代に対しては、中学生以下の医療費の無料化等の様々な施策を実施しているところですが、補助金を出すことはしておりません。このまちに住んで良かったと言われるようなまちづくりを皆さんと一緒に築いていければと考えます。

（補足答弁）

子育て支援策としては色々あると考えます、21名の議員の中にも同様の考えの方もいると思いますが、人口減少社会の中で魅力あるまちを作っていくことが定住人口を増やしていく一つの考え方であるとも考えます。大事なご意見でありますので、十分に議会としても考えていきます。

**問** 若者を支援する国の施策として、若者支援センターをつくるように推奨しているが行政として検討して頂きたい。

**答** 委員会で十分検討していきたいと思えます。

## ○厚生文教委員会への質疑、回答

**問** 市民病院の医療の質の向上について、どのように考えて取り組まれているのか伺いたい。

**答** 一般質問、委員会、決算特別委員会の場を利用し、執行部と協議することでクリアしてきました。特に、お客様を長い時間お待たせしていた状況については、院内の IT 化を進め、電子カルテ、オーダーリングシステムを入れることで改善を図りました。また、大事なこととして、良い医師の招聘がありますが、市長も昨年から 24～25 回、埼玉医科大学病院や様々なところに働きかける等努力しています。

医療の質の向上には、医師はもちろん病院全体としての取組が必要です。体を病んでいる方は、心にも痛みを抱えています。そういった方のケアも大切と考えます。オリンピック招致の時に、「おもてなし」という言葉が話題になりましたが、私たちは、病院を挙げて患者様に、おもてなしの心で接することが必要であると伝えてきました。最近、病院内部の取組が徹底されてきたと感じています。

**問** 全国的な医者不足の中で、市長さんが市民病院へ医師の招聘に動いているという話だが、聞くところによると、医師数は 14 名から 15 名の人数で増えていない。一昨年の夏に妻が市民病院にいった際は、検査、結果、診察が全て違う先生であり不安に思っている。招聘努力は分かるが、去っていく先生も多いのではないか。なぜ辞めるか調査はしているのか。医師に市民病院で長く務めていただき、一日も早く緊急医療を再開してもらいたい。

**答** 医師数が増えないことについて、一般質問、委員会等で質問をしてきたが、執行部の回答は、其々理由が違うとのことであった。ただ、先生が代わることによって迷惑をかけていることも事実であるが、若い先生が来てくれていることも事実である。新たに迎えた、病院長は埼玉医大病院の教授であり、救急小児医療に関わってきた方である。院長の働きかけにより、今年度中に、本格的な救急医療が再開できる見通しとなっている。なお、一時的な救急医療は、外科医師の尽力により、平成 24 年度に再開しております。

内科医 2 名の招聘により、9 月をめどに本格的な救急医療が再開される見通しです。

## ○全体の意見交換（厚生文教委員会回答）

問 市民病院にパワーリハビリを導入し、寝たきりの予防に努めたらどうか。

答 介護予防の観点から、リハビリは大変重要と考えます。先々に行く対策が必要であり、議員も一般質問等を通じて導入を働きかけてまいりたい。

健康長寿日本一を目指す東松山市であり、皆さまの意見を取り入れて、議員、議会としても頑張っけてまいります。

問 議会、一般質問等の中で、市民病院の経営がV字型回復したという話があったが、市民病院職員の対応も改善したと感じている。議員の皆様の働きかけの成果だと思う感謝したい。

医療制度改革の中で、一般の開業医の紹介状を持たないで、市民病院にかかった場合、初診料が何十倍にもなるという話を聞いたことがあるが、慎重に対応してもらいたい。

答 市民病院には、市の一般会計から負担金、補助金を払っており、一番多い時（平成20年）は、10億円支出していました。その後、薬剤師を減らす等の経営努力を続けた結果、平成24年には6億円まで減らすことができました。平成25年度は、負担金、補助金は払っているもの、4千万円の黒字を計上しましたが、これは9年ぶりのことです。

質問は、大学病院等を利用前に、町の診療所を利用してもらうことで、大学病院の機能を回復させることを目的とした、かかりつけ医制度のことだと思えますが、これは国の制度であり、決まった場合は従わざるを得ない部分があります。議会としては、制度の中でできうる限りの努力をしてまいります。

東松山市の現状として、市民病院と開業医の連携体制ができつつあることをお伝えしたいと思います。

地域医療の連携を進める中で、開業医の熱意を感じています。私たちも委員会を通じて働きかけてまいりたい。

## ○経済建設委員会への質疑、回答

**問** 農業塾、農業経営塾など担い手育成があるとのことだが、現在、おじいさん、おばあさんで細々とやっている農家がたくさんある。子どもたちは外に働きに行ってしまうと家族ふたりでやっている農業をどんな形で再生していくのか。

非常に難しい問題であると思うが、考え方をお聞かせ願いたい。

**答** 東松山市の農業政策はここ数年で非常に大きく飛躍し、前進して来ています。

現在、市の行政が架け橋となり、遊休地を若い担い手、あるいは可能性のある人にマッチングさせた取組をしております。

いろいろな意見が分かれているところですが、現在、東松山市の進んでいる方向は、担い手と遊休地を利用して欲しい人との間に立って、よい遊休農地を活用していくという方針をとっています。今後、それぞれのニーズを把握して行政が関わるよう議会としても努力してまいります。

**問** 先日、吉見の直売所に行ったら、観光バスが来ており、お店の中の野菜・果物も新鮮でたくさん並んでいた。是非、観光バスの立ち寄るような素晴らしい直売所にして欲しい。建物だけでなく、外で子供たちが遊べるような、また寄ってみたいと思うような魅力ある直売所をつくってもらいたい。

また、若い人が農業をやりたいと志した時、市として援助する方策が欲しいと思っている。

例えば、月 15 万円を 3 年間位、その人が本当に農業の志があれば、生活が出来るところまで基本的に市で応援することを検討課題としてもらいたい。

**答** 担い手への生活補助は、なかなか例のないことなので、慎重な議論が必要かと思えます。

東松山市の農業はどこを目指すのか、市民一体となって集約していかないと、生活の補助まで行うは難しいと思う。

今後、担当所管と協議・調査等を行い、コミュニケーションをとってみたい。

農業政策については、今、市長も積極的に目を向けているので、議員も議会もしっかりやってみたい。

## ○全体の意見交換（経済建設委員会回答）

問 箭弓町三丁目と松葉町地内を結ぶ東武東上線のアンダー整備計画について伺いたい。

答 都市計画道路松高前通線は、東上線をくぐって箭弓町三丁目地区へ抜ける道路として、松葉町一丁目土地区画整理事業の中で整備する計画でしたが、様々な事情により事業が中止になりました。今後は、街路整備方式で必要な用地を取得して道路を抜く予定です。

その道路が完成しましたら、東松山駅北側の踏切渋滞がだいぶ緩和されますので、1日も早く抜けるといいと思います。そのために私達も提言をしていきたいと考えております。

問 文化通りの東松山県土整備事務所施工の自転車通行帯について伺いたい。

答 文化通りの自転車通行帯は、非常に綺麗な色で両脇に自転車通行帯ができています。

ご近所の人のお話では、狭いところにそういう道路ができて、見た目はとても綺麗だけれども、なかなかそこを走る自転車がみられないそうですが、道路法が変わって自転車は歩道を走れなくなりました。議会へも、自転車が安心して走れる道路にしてほしいという要望がたくさん出されています。

今後も、歩く人と自転車と車とが行き来して、安心して歩いたり走ったりできる道路整備が図られるよう、引き続き委員会として提言してまいります。地域の皆様のご意見もいただければ有難いと考えております。

問 農業の補助金について、市の資料の確認の仕方を教えてほしい。

答 農業政策と資料の場所について、数字を調べて後で回答します。

（執行部より）

青年就農給付金について 年間150万円（最長5年）を支給しています。

資料の場所については、農水省のホームページで確認可能です。（別添資料 P12）

また、市農政課窓口で資料を配付し、相談について随時受付しています。

# 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

## 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の新規就農者※であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

※ 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者であること。

※ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。

## 2 独立・自営就農であること

・ 自ら作成した経営開始計画※※に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること)
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

## 3 経営開始計画※※が以下の基準に適合していること

・ 独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※※ 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、青年等就農計画

## 4 人・農地プランへの位置づけ等

- ・ 市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)
- ・ または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

## 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

## 6 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

### 給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。
- ③ 平成21年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

### 給付停止

- 1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
- 2 経営開始計画※※を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

### 返還

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合